

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度身体障害者に対し、電話又はファクシミリを貸与することにより、重度身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、外出困難なもの及び聴覚又は発声若しくは発語に著しい障害を有するものをいう。
- (2) 福祉電話 この要綱の規定により貸与される電話又はファクシミリをいう。

(貸与の対象者)

第3条 福祉電話の貸与の対象者は、市内に住所を有し、現に電話及びファクシミリを保有しない低所得世帯（所得税が課せられていない世帯をいう。）に属する在宅の重度身体障害者であつて、次の各号に掲げる機器の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののうち、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として福祉電話の設置の必要性が認められるものとする。

- (1) 電話 肢体不自由、平衡機能障害等により外出が困難な者
- (2) ファクシミリ 聴覚又は発声若しくは発語に障害を有する者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する級別の第3級以上に該当するもの

(貸与の申請)

第4条 福祉電話の貸与を希望する者は、重度身体障害者福祉電話貸与申請書（第1号様式）を担当民生委員を経て、地区保健福祉センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 所長は、前条の申請があつたときは、審査及び調査の上貸与の要否を決定し、重度身体障害者福祉電話貸与決定通知書（第2号様式）又は重度身体障害者福祉電話貸与却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により貸与の決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、重度身体障害者福祉電

話使用貸借契約書により市と福祉電話の貸借について契約の締結をしなければならない。

(使用料)

第6条 福祉電話の貸与は、無料とする。

(電話料金の負担)

第7条 電話料金の負担については、通話料のうち月額630円を超える部分については借受者の負担とし、これ以外の電話料金は、市の負担とする。ただし、所長が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、借受者が負担すべき金額を市が負担するものとする。

- (1) 緊急一時的要件により通話料金が月額630円を超えた場合で、特に負担する必要があると認めるとき。
- (2) 死亡等により通話料金の徴収が困難なとき。
- (3) その他所長が特に負担する必要があると認めるとき。

(管理)

第8条 借受者は、福祉電話を適正に維持管理しなければならない。

- 2 借受者は、福祉電話に機器を付加し、又は福祉電話の機能を変更してはならない。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 借受者は、福祉電話を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(届出の義務)

第9条 借受者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに重度身体障害者福祉電話借受変更・返還届（第4号様式）により、所長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所の変更があつたとき。
- (2) 貸与対象者の条件に該当しなくなつたとき。

(損害賠償等)

第10条 借受者は、福祉電話を破損し、又は滅失したときは、速やかに所長に報告するとともに、天災等特別の事情がある場合を除き、借受者の負担においてこれを修理し、又は損害を賠償しなければならない。

(解除)

第11条 所長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、福祉電話の使用貸借契約を解除することができるものとする。

- (1) この要綱及び契約事項に違反したとき。
- (2) その他所長が電話を貸与する必要があるないと認めるとき。

2 所長は、使用貸借契約を解除するときは、重度身体障害者福祉電話貸与解除決定通知書（第5号様式）により担当民生委員を経て、借受者に通知するものとする。

（備付帳簿）

第12条 所長は、重度身体障害者福祉電話貸与者名簿（第6号様式）を作成し、保管するものとする。

（関係機関との連携）

第13条 所長は、民生委員等の関係機関と密接な連携を図るとともに、医師、保健婦等の協力を得て、この事業の円滑な運営を図るものとする。